千葉県の

最低賃金



千葉県最低賃金

最低賃金制度のマスコット チェックマん

令和5年10月1日から

_{時間額} 1,026 円

千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用 者に適用されます。

ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者 及びその使用者には、該当する特定最低賃金と千葉県 最低賃金のいずれか高い方が適用されます。

特定最低賃金

鉄 鋼 業	時間額 1,096円	令和5年 12月25日から	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業入びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	時間額 1,055 _円	令和5年 12月25日から	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型 電動工具、操作が容易な小型機械を用いて行う部品 の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処 理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打 ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務

上記のほか次の5業種の特定最低賃金においては、令和5年度は改正がありませんでした。このため、令和5年10月1日からは、千葉県最低賃金(1,026円)が適用されます。

「調味料製造業」 「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」 「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業」 「各種商品小売業」 「自動車(新車)小売業」

最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の 労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

あなたの賃金は 大丈夫?





最低賃金特設サイト



業務改善助成金



千葉労働局ホームページ

【お問い合わせ】

最 低 賃 金:千葉労働局賃金室 043-221-2328 または最寄りの労働基準監督署へ 業務改善助成金:業務改善助成金コールセンター 0120-366-440 へ

(R5.11.10 作成)



管理システム導入、機械や 車の購入、教育訓練など色 んな設備投資に利用可能だ

最大 600 万円まで助成があ るんだ。 中小企業事業者の皆さんへ

業務改善 助成金

最大 600 万円を 助成